

功績をたたえましょう

## 第63回模範従業員表彰・役員表彰のご案内



当所では、会員事業所に勤務する役員・従業員の勤労意欲の向上を図り、組織のますますの活性化および発展に資するため、以下の要領で第63回模範従業員表彰式を実施いたします。

貴社に長年に亘り貢献された方やめざましいご活躍をされた方を、是非ご推薦くださいますようご案内申し上げます。

### 表彰式実施要領

■開催日：11月22日（水） ■会場：氷見商工会館4階

### 役員表彰基準

#### 1. 表彰者の資格

当所の会員事業所の使用人兼務役員で、同一企業に5年以上勤務（従業員勤務期間も含む）し、企業の発展に著しく貢献したと認められる者。

#### 2. 事業主協賛金

事業所は、表彰者1名につき15,000円の協賛金を負担しなければならない。

### 従業員の表彰基準

#### 1. 表彰者の資格

当所会員である事業所に勤務している従業員であること。（会社役員、店主、家族従業員等は除きます。）

#### 2. 表彰の区分と事業主協賛金

(1) 永年勤続者表彰 … 永年同一事業所に勤務し、勤務成績が優良で他の模範と認められる者。

勤続年数	表彰区分	事業主協賛金(助成あり)
① 5年以上	5年表彰 ※商店(飲食、サービス業を含む)女子従業員に限る	3,000円 ※こちらは事業主の全額負担となります
② 10年以上	10年表彰	6,000円
③ 15年以上	15年表彰	8,000円
④ 20年以上	20年表彰	10,000円
⑤ 25年以上	25年表彰	12,000円
⑥ 30年以上	30年表彰 (日本商工会議所会頭との連名表彰)	15,000円

10年以上の表彰は  
当所が1名あたり2,500円助成!

(※2名まで・従業員100名以上は3名まで)

※いずれかの勤務年限において表彰された者は、次の年限段階にならなければ表彰はできません。尚、1人あたり2,500円の助成が受けられます。  
(例:10年表彰の事業所負担は6,000-2,500=3,500円)

(2) 特別功労者表彰 …

- ① 技術の改良、品種の改善に努め、有益な発明考案を行い、業績の向上と産業の振興に貢献した者。
- ② 職務に練達し、その技術の程度が卓越しており、当該分野において、第一人者と認められる者。

特に功績が顕著な方(内容を厳選し、会議所全体で2名以内)の推薦は別様式の申請が必要ですので、お手数ですが当所までお問い合わせください。この表彰者の記念品等にかかる経費は当所が全額負担いたします。

### 表彰審査委員会

常議員会の委嘱による審査委員により、推薦された被表彰者の選考と記念品の決定をおこなう。

#### ※注意

勤続年数の計算は入社の日より算出し、毎年10月末日で何年何ヶ月と計算します。又行政処分又は司法処分を受けた事のない方、会議所会費を完納していること。表彰の人事は厳に秘密を守り、本人に漏告してはならない。

### 推薦手続

裏面の申請書を10月13日(金) <必着> までにご提出ください。

(締切後のものは翌年扱いとなりますのでご注意ください。)

お問合せは 氷見商工会議所 TEL: 74-1200 FAX: 74-3511 まで

# 申請書

(様式第1号・3号)

第63回

模範従業員被表彰者

役員被表彰者

⑤ ⑩ ⑮ ⑳ ㉕ ㉟

※□にチェックを入れてください

事業所名		電話	( ) -	
所在地		業種		
フリガナ		男	女	推せん順位
被表彰者氏名				位
生年月日	昭・平 年 月 日			
入店(社)年月日	昭・平 年 月 日			
職種				
現事業所における勤続年数	年 月	貴店(社)の従業員数	名	

推せん理由

上記のとおり推せんします。

平成29年 月 日

氷見商工会議所

会頭 寺下利宏 殿

推せん人 (事業主)

印

(注1) 推せん者2人以上の場合は推せん順位を記入して下さい。

(注2) 役員・従業員の表彰区分に✓をつけていただき、従業員の場合は該当年数に○をつけて下さい。

※ご記入いただいた被表彰者氏名・事業所名等は名簿に掲載し、当日参加者および来賓の皆様にご配布させていただきます。

同一企業内で2名以上申請される場合は、お手数ですが必要枚数をコピーしてください。